

登米市水道事業加入金の徴収に関する規程

平成17年7月21日
水道事業管理規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、登米市水道事業給水条例（平成17年条例第219号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、加入金について必要な事項を定めるものとする。

(徴収の対象除外)

第2条 条例第30条第1項ただし書に規定する地域並びに給水栓は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の適用を受けて区画整理した次に掲げる区域内での水道加入

- ア 迫町中江土地区画整理事業区域
- イ 迫町萩洗土地区画整理事業区域
- ウ 迫町梅ノ木土地区画整理事業区域
- エ 迫町南佐沼土地区画整理事業区域
- オ 登米町遠見台土地区画整理事業区域
- カ 中田町加賀野土地区画整理事業区域
- キ 豊里町下町土地区画整理事業区域
- ク 津山町形沼土地区画整理事業区域

(2) 未完成栓の新設工事

(3) 津山町横山住宅団地

(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の適用を受けて開発を行った日根牛地区宅地造成事業阿羅田区域・小池前区域内での水道加入

~~(5) 都市計画法第8条の規定に基づき平成25年3月29日付け登米市告示第103号により指定した用途地域中、工業専用地域を除く第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域内での水道加入~~

(加入金の徴収方法)

第3条 条例第30条第3項ただし書に規定する特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給水装置工事申込者が災害被災者である場合

(2) 当該給水装置設置のため、新たな配水管その他の水道施設の設置、又は改良が必要な場合

(加入金の還付)

第4条 条例第30条第4項ただし書に規定する給水期間が短期である場合並びに特別の理由による還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 登米市水道事業給水条例施行規程（平成22年登米市水道事業管理規程第8号）
第2条第1項第2号に規定する臨時栓 すでに徴収した額の2分の1に相当する額

(2) 新設又は増口径に係る給水装置工事の申込者が承認を受けた日から1年以内に当該給水装置工事の申込みを取消したとき すでに徴収した額の全額
(給水管の口径が100ミリメートルを超えるものの加入金)

第5条 条例別表第3に規定する管理者が定める額は、管理者がその都度定めるものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。